

商品概要説明書

(満期分散式定期積金・逡増(減)式定期積金)(平成23年4月1日現在)

1.商品名	・定期積金 (愛称:きらめき)
2.販売対象	・個人および法人
3.期間	・2年,3年,4年,5年
4.払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割払込 ・1回あたり1,000円以上 ・100円単位
5.払戻方法	・満期分散式の場合は、分散した満期日以降に各年口分を払い戻します。 ・逡増(減)式の場合は、満期日以降に一括して払い戻します。
6.給付補てん金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・当初契約時の店頭表示の年利回りを満期日まで適用します。 ・満期分散式の場合は、分散した満期日以降に各年口分を支払います。 ・逡増(減)式の場合は、満期日以降に一括して支払います。 ・計算単位を1円として、契約期間における掛金残高の積数に年利回りを乗じて計算します。 ・個人のもは20%(国税15%,地方税5%)の分離課税,法人のもは総合課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7.手数料	-
8.付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・満期日に自動解約のうえ、指定口座に入金することができます。また、同一条件の定期積金を自動的に再契約することもできます。
9.中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 当初契約時の年利回り×60%(ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。)
10.貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること。」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支店または本店金融共済部(電話:0256-36-5207)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話:025-224-3100)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、直接、次の機関を利用できます。連絡先については、上記当組合支店または本店金融共済部、新潟県JAバンク相談所にお問い合わせください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-3765) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会 また、上記の新潟県JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。 仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター(大阪府)、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会
12.その他参考となる事項	・払込が遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間まで繰延べます。または、当初契約時における店頭表示の年利回りの割合(年365日の日割計算)による遅延利息を負担していただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、当初契約時の店頭表示の利回りに準じて先割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

JAにいがた南蒲